

# 東京都北区議会政務活動費適正運用調査会設置要綱

平成26年3月31日 議長制定

平成27年3月31日 議長決裁

## (設置)

第1条 東京都北区議会議長（以下「議長」という。）は、政務活動費の使途の透明性を確保し、適正な運用を推進するため、東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月東京都北区条例第4号）第9条第1項及び東京都北区議会政務活動費の交付に関する実施要綱（平成13年3月議長決裁）第7条に定める調査に関して、専門的見地からの意見を聴取するため、東京都北区議会政務活動費適正運用調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 調査会は、議長から求められた次の事項について調査を行い、その結果を議長に報告し、必要に応じて、政務活動費の適正運用に資する助言を行う。

- (1) 政務活動費の使途に関する事項
- (2) 政務活動費の適正な執行に関する事項
- (3) その他議長が必要と認めた事項

2 調査会は、前項の調査に関して必要があると認めるときは、会派経理責任者等からの説明及び政務活動費に係る資料の提出を、議長に対し求めることができる。

## (意見交換)

第3条 議長は、必要と認めるときは、調査会と会派経理責任者等との意見交換を実施することができる。

## (組織)

第4条 調査会は、委員3名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、議長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 調査会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、調査会を代表し、会務を総理する。
- 6 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 調査会は、会長が招集する。

2 調査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 調査会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第6条 調査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 調査会の庶務は、区議会事務局庶務係が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月31日議長決裁)

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。